

令和5年度指導・監査実施方針
及び
令和4年度指導状況等について

県南広域振興局 長寿社会課

目次

- 1 集団・運営指導、監査及び措置について
- 2 令和4年度運営指導の実施状況について
- 3 令和4年度の運営指導の指摘事項について
- 4 令和5年度重点指導事項について
- 5 事故報告について
- 6 令和6年度から適用される経過措置に係る留意事項
- 7 自主返還及び返還命令について
- 8 その他連絡事項

1. 集団運営指導、監査及び措置について

集団・運営指導

★目的及び検査内容

【周知の徹底】

- ・介護給付サービスの取扱い
- ・介護報酬の請求

★頻度

運営指導：6年に1回
集団指導：毎年

→**行政指導**として実施。

ただし、運営指導で不正の疑いが発覚すれば、監査に移行する。

※あくまでも「指導」を目的として実施することから、事前に日程調整や資料の作成を求める。

監査

★目的及び検査内容

【的確な把握】

著しい運営基準違反、不正請求、虐待等に関する事実関係。

→**法令上の措置**

事業上の行為及び事業上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにする。

※虐待等、利用者の生命に関わる場合や、事実の隠蔽の恐れがある場合には事前通告を行わずに監査を実施したり、運営指導から監査へ切替える場合もある。

措置

★勧告（行政指導）

監査の実施機関（振興局）が監査結果を県保健福祉部長あて報告し、知事から勧告結果が伝達される。

★命令（勧告に従わない場合、行政処分）

聴聞・弁明の機会が付与され、改善命令が下される。

★指定の取消、効力の一部又は全部の停止（行政処分）

聴聞・弁明の機会が付与され、処分の程度が決定される。

2. 令和4年度運営指導の実施状況について

サービス事業者等	対象事業所数	実地指導実施数	文書指摘数	口頭指摘数
指定訪問介護事業所	112	9	14	5
指定訪問入浴介護事業所	17	2	1	0
指定訪問看護事業所	40	2	3	2
指定訪問リハビリテーション介護事業所	10	0	0	0
指定居宅療養管理指導事業所	8	0	0	0
指定通所介護事業所	137	7	13	0
指定通所リハビリテーション事業所	25	1	0	0
指定短期入所生活介護事業所	92	1	5	1
指定短期入所療養介護事業所	27	1	0	0
指定特定施設入居者生活介護事業所	11	0	0	0
指定福祉用具貸与事業所	34	3	3	6
指定特定福祉用具販売事業所	34	3	2	6
指定介護老人福祉施設	50	1	3	1
介護老人保健施設	26	1	5	5
指定介護療養型医療施設	1	0	0	0
合計	624	31	49	26
有料老人ホーム	99	5	21	4

3. 令和4年度の運営指導の指摘事項について

(1) 人員基準について

① 【指定訪問介護】 管理者について

指定訪問介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら管理業務に従事するものであるが、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。今般、管理業務に支障が出ているとの申出があった。今後は、事業所の体制を整備し、管理者の責務が確実に果たされるようにすること。

② 【介護老人保健施設】 管理者について

介護老人保健施設の管理者は、当該介護老人保健施設の従業者の管理を一元的に行わなければならないことから、職員の出退勤の状況に係る情報を施設として記録するなどして勤怠管理を確実に行うこと。また、出勤簿が整理されていない職員が散見されたので、整理の上、勤怠管理を確実に行うこと。

③ 【通所介護】 勤務体制の確保等について

通所介護事業所の機能訓練指導員について、当該事業所の看護職員との兼務により配置する場合、辞令上、兼務発令されていないことから、是正すること。

なお、勤務表上においても、機能訓練指導員の配置が明確にされていないことから、併せて是正すること。

3. 令和4年度の運営指導の指摘事項について

(2) 運営基準について

① 【訪問介護、通所介護】勤務体制の確保等について

指定訪問介護事業者（指定通所介護事評者）は利用者への適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならないものとされている。

例（日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等）

また、保険外サービスと訪問介護を組み合わせ提供している場合、保険外サービスを訪問介護と明確に区分する必要があり、保険外サービスの提供時間は、訪問介護の提供時間に含めることができないことから、従業者がそれぞれのサービスに従事する時間を明確にする必要がある。加えて、併設事業所との兼務職員についても、各従事時間を、明確にし、適切な勤務体制を確保すること。

② 【通所介護】定員の遵守について

災害その他のやむを得ない事情を除き利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならないこととされている。今般、利用定員を超えて利用申込を受け付けている実態があり、実際に利用定員を超えて指定通所介護のサービス提供を行っている日についても1日確認されたことから、是正すること。

3. 令和4年度の運営指導の指摘事項について

(2) 運営基準について

③ 【(介護予防)福祉用具貸与】 衛生管理について

福祉用具の保管又は消毒の業務を他の事業者に行わせる際には、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において次の事項を文書により取り決めなければならないとされている。今後は内容を整備し、適切に衛生管理等を行うこと。

イ 当該委託等の範囲

ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ハ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が居宅基準第13章第4節の運営基準〔福祉用具貸与の運営基準〕に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨

ニ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨

ホ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨

ヘ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

3. 令和4年度の運営指導の指摘事項について

(2) 運営基準について

④ 【指定訪問介護】 事故発生時の対応

事故発生時の対応について、記録する際に事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないが、事故報告書には再発生を防ぐための対策が講じられたことの記録がないため、記録して保存しておくこと。

⑤ 【（介護予防）短期入所生活介護】 衛生管理について

レジオネラ属菌の検査が未実施であることから、厚生労働省指針に従い、適切な回数実施すること。

⑥ 業務継続計画の策定等

業務継続計画の策定等について、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与並びに指定特定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないとされている。

令和6年3月31日までは努力義務とされているが、貴事業所では当該業務継続計画を未策定であることから、計画の策定に努めること。

3. 令和4年度の運営指導の指摘事項について

(2) 運営基準について

⑦ 運営規程について

運営規程において、「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めておかなければならないとされている。

(虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施等)

当該事項については令和6年3月31日までは努力義務とされているが、貴事業所では未実施であることから、速やかな対応に努めること。

3. 令和4年度の運営指導の指摘事項について

(3) 介護報酬について

①留意事項

※1 介護報酬の算定要件等について、事業ごとに基準（厚生労働省告示）が定められています。

【基準の例】

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ 指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

また、厚生労働省から、基準の留意事項等についての通知、介護報酬改定にあたってのQ & A等が発出されていますので、算定にあたってはこれらを十分に確認してください。

※2 新たに加算を算定する場合のみならず、継続して算定している加算であっても、随時、算定要件に合致しているかどうか確認してください。

（各加算の算定要件の人員配置が行われているだけでは、加算は算定できません。必要な人員配置の他、全ての要件を満たしている必要があります。必ず上記基準やQ A等で算定要件を確認してください。）

※3 加算が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかなる場合は、速やかに届出してください。届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、返還措置を講じることがあります。

3. 令和4年度の運営指導の指摘事項について

(3) 介護報酬について

① 【（介護予防）指定短期入所生活介護】看護体制加算Ⅲロについて

当該加算の算定に当たっては、常勤の看護師を1名以上配置していることが要件となっているが、貴事業所において、看護職員としての業務以外の業務（機能訓練指導員）に従事する看護師によって当該加算を算定していることが確認された。今後は、適正に加算の要件確認を行うこと。

② 介護職員処遇改善加算Ⅰの算定要件に係る全ての介護職員への周知について

介護職員処遇改善加算Ⅰの算定要件として、

- ・ 任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知すること
- ・ 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知すること
- ・ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給する仕組みを設け、全ての介護職員に周知すること（キャリアパス要件）
- ・ 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての介護職員に周知すること（職場環境等要件）

とされているため、確実に全ての介護職員への周知となるよう、ペーパーの配付又は掲示等によるほか、会議等で全ての介護職員に対し説明・周知したのであれば、その旨記録に残すこと。

3. 令和4年度の運営指導の指摘事項について

(3) 介護報酬について

③【介護老人保健施設】 栄養マネジメント強化加算について

当該加算の算定要件において、「常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食管理を行っている場合にあつては、管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していること」とされているが、算定要件を満たしていないことが確認できた。

よって、事業所の人員体制を整備すること。なお、管理栄養士の必要配置数を満たすことができないのであれば当該加算は算定せず、その旨の体制届を提出すること。

④【通所介護】 事業所の介護報酬算定区分について

介護報酬の算定に係る事業所規模区分については、前年度の1月当たりの平均利用延人員数によることとされ、当該人員数には一体的に事業を実施している第1号通所事業（介護予防通所介護に相当するサービス）における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む、とされている。

これまで前年度の1月当たりの平均利用延人員数に、一体的に事業を実施している第1号通所事業（介護予防通所介護に相当するサービス）における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含めておらず、大規模型通所介護費(I)を算定すべきところ、通常規模型通所介護費を算定していたことから、今後は事業所規模区分の確認を適正に行うこと。

3. 令和4年度の運営指導の指摘事項について

(3) 介護報酬について

⑤ 【訪問介護】 特定事業所加算について

前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均から介護福祉士の常勤換算後の割合について要件の適否を確認することとされているが、確認せずに算定されていた。算定要件に適合していることは確認できたが、今後は、適正に加算の要件確認を行うこと。

⑥ 【介護老人保健施設、（介護予防）訪問入浴介護】 サービス提供体制強化加算について

算定要件である職員の割合については、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとされているが、今年度の算定に当たり、当該要件適否について確認していないことから、是正すること。

4. 令和5年度重点指導事項について

- (1) 法令遵守の状況について
- (2) 虐待行為（未然防止策）の状況について
- (3) 感染症等対策について
- (4) サービスの質の確保・向上について
- (5) 危機管理への取組について
- (6) 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況について
- (7) 職場におけるハラスメント対策について

4. 令和5年度重点指導事項について

(1) 法令遵守の状況について

- ・ 人員基準及び運営基準等について、自己点検体制が確保されているか。
- ・ 適正な介護報酬の請求が行われているか。（特に加算・減算関係）
- ・ 職員に対する「人格尊重義務」の周知・徹底が行われているか。

4. 令和5年度重点指導事項について

(2) 虐待行為（未然防止策）の状況について

- ・ 職員に対する研修などの虐待防止の取組が行われているか。
- ・ 職員が利用者等に対し身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待及び介護放棄を行っていないか。

4. 令和5年度重点指導事項について

(3) 感染症等対策について

- ・ 衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための適切な措置が講じられているか。

4. 令和5年度重点指導事項について

(4) サービスの質の確保・向上について

- ・ 個別支援計画が適正に策定され利用者の状態に即したのものとなっているか。また、当該計画に沿ったサービスが提供されているか。
- ・ 身体拘束の原則禁止について、職員に周知徹底されているか。また、やむを得ず身体拘束を実施する場合には、適切な方法で行われているか。
- ・ 事業者として利用者等への説明責任を果たすため、書類の整備等が適切に行われているか。
- ・ 苦情への対応及びサービスの質の向上に対する取組が適切に行われているか

4. 令和5年度重点指導事項について

(5) 危機管理への取組について

- ・施設等における防災体制の確保、万一火災、地震、風水害等が発生した場合の消火及び避難・通報体制の確保等が適切に行われているか。
- ・感染症又は非常災害の発生時においても、サービス提供が維持できるよう、事業継続計画（BCP）の策定、研修及び訓練を実施しているか。
- ・施設等における防犯体制の確保、万一利用者等に危害がおよぶ事態が発生又は発生する恐れが生じた場合等における緊急時の対応、体制の確保等が適切に行われているか。
- ・事故発生時の対応について、マニュアル等を作成し、適切な措置が講じられているか。
- ・いわゆるヒヤリ・ハット事例の分析など事故の未然防止策が講じられているか。

施設等における防犯体制の確保、万一利用者等に危害がおよぶ事態が発生又は発生する恐れが生じた場合等における緊急時の対応、体制の確保等が適切に行われているか。

【防犯対策】

- ・侵入が考えられる等の防犯上不適切な箇所の確認や施錠の徹底、防犯設備等の使用方法の確認
- ・警察等関係機関との協力・連携体制確保
- ・地域住民との間における連携体制確保
- ・トラブル事案の把握・解決、職員間での情報共有

【緊急時の対応体制】

- ・警察、消防等関係機関への通報体制や手順の整備
- ・職員間での連絡体制を含めた緊急時の対応体制の整備

4. 令和5年度重点指導事項について

(6) 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況について

- ・ 訪問介護員等が住宅管理職員等と兼務し、住宅におけるサービスと介護保険サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により、介護報酬を不正に請求していないか。

4. 令和5年度重点指導事項について

(7) 職場におけるハラスメント対策について

- ・ セクシャルハラスメント（セクハラ）パワーハラスメント（パワハラ）及びカスタマーハラスメント（カスハラ）の防止のための方針の明確化等必要な措置を講じているか。

5. 事故報告について

事業者は、医師の診断を受け、治療を必要とする事故等が発生した場合には、速やかに保険者に遅くとも5日以内を目安に報告すること。

令和4年度介護保険事故報告件数一覧（県南局受理分）

サービス種別	報告件数	事故の原因及び種類						
		骨折		裂傷	打撲	窒息	失踪	その他
		転倒(転落)	その他			誤嚥		
通所介護	41	16	2	7	5	0	0	11
介護老人福祉施設	129	49	31	13	11	2	0	23
介護老人保健施設	34	22	6		1	0	0	5
有料老人ホーム（サ高住含む）	29	18	1	4	4	0	0	2
短期入所生活介護	35	10	2	1	4	0	1	7
合計	268	125	42	25	25	2	1	48

○ 原因分析について

事故が起ってしまった場合には、原因究明を行うことが何よりも重要です。また、事故発生後は特定の職員のみではなく、組織全体で原因分析を行ってください。

(原因分析の例)

- 過去のヒヤリハットから、事故につながる事象はなかったか確認する。
- 事故対応に不備はなかったか、マニュアルに沿った対応ができたか確認する。
- マニュアルの内容に不備等はないか検討する。

○ 再発防止策について

再発防止策についても、上記同様組織全体で行い、職員全体で共有をしてください。

ポイント

- ① 原因に対して最低でも一つ以上は再発防止策をあげる。
- ② 内容は現実的なものにし、日常の業務の中でどのように取り入れるかを検討する。

岩手県HP：事故報告について

URL

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/fukushi/kaigo/jigyousho/1003729.html>

6. 令和6年度から適用される経過措置に係る留意事項

【全サービス共通】

	感染症対策の強化	業務継続に向けた取組の強化	高齢者虐待防止の推進
委員会の開催	感染対策委員会 ※定期的（6月（施設は3月）に1回以上） ※流行時期随時		虐待防止検討委員会 ※定期的に開催
指針/計画の整備	感染症（施設は食中毒含む）の予防及びまん延防止のための指針	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症 ・災害時 業務継続計画	虐待の防止のための指針
研修の実施	定期的（年1回（施設は年2回以上））に実施し、実施内容を記録すること		
新規採用時の研修	望ましい（施設は必須）		必須
訓練	年1回（施設は年2回）以上		
その他			専任の担当者
経過措置	令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日から義務化）		

6. 令和6年度から適用される経過措置に係る留意事項

【全サービス共通】

無資格者への認知症介護
基礎研修受講

介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、医療・福祉関係の資格を有さない者については、「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を講じること。新規採用者は、採用後1年を経過するまでに受講させること。
※令和6年3月31日まで努力義務（令和6年4月1日から義務化）

【一部サービスのみ】

口腔衛生管理の強化【施設系サービス】

栄養ケア・マネジメントの充実【施設系サービス】

【事業主として対応する事項】

※ 中小企業（資本金5千万円以下又は常時使用する従業員100人以下）は、令和4年4月1日から義務化。

※ハラスメント対策の強化

○事業主が講ずべき措置の具体的内容

- ・ 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。
- ・ 相談（苦情を含む）に応じ、適切な対応をするために必要な、相談対応のための担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業員に周知すること。

7. 自主返還及び返還命令について

自主返還

運営指導・監査の結果、行政上の処分に至らない軽微な改善を要すると認められ、これに係る介護給付費の過誤が認められる場合、**事業所が自ら精査**し、既に請求、受領した介護給付費について不当に該当する部分を自主返還するもの。

返還命令

監査の結果、「偽り又は不正な行為」があることが判明した場合は、介護保険法22条3項により事業者に対し不正に受給した保険給付として返還すべき額のほかに、当該返還すべき額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう命じるもの。

常日頃から運営基準・加算要件の確認をしていただき、過誤・錯誤に気が付いた際には自主的に改めていただくようお願いします。

8. その他連絡事項

(1) 福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について

令和5年10月貸与分より新たに全国平均貸与価格及び上限価格が適用される商品及びその価格の掲載先について厚生労働省のホームページに掲載されていますので、以下を御参照いただきますようお願いいたします。

掲載先（厚生労働省ホームページ）ホーム> 政策について> 福祉用具

URL:<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>